

平成27年度重点提案・要望一覧(教育庁)

資料No. 1

平成26年6月4日

No	H 2 7 項 目	要望 頁
1	エネルギー教育の推進(学校教育等で、正しい電源の知識を国民に浸透)	1
2	越前和紙のユネスコ無形文化遺産への登録	2
3	重要伝統的建造物群保存地区選定と重要文化財指定の推進	3
4	地方企業への就職促進(奨学金の返済減免)	4
5	英語教育の充実(小学校における英語教科化に伴う研修体制の充実等)	6
6	ICT教育の充実(教育環境のIT化について、具体的方針の明確化等)	6
7	食育教育の推進(栄養教諭の専門性を活かした食育教育の強化等)	8
8	発達障害生徒への指導の充実(教員免許取得要件の見直し)	8
9	職業教育の充実(就職支援コーディネーターの配置等)	9
10	学校運営体制の充実(学校規模の適正化等)	9
11	「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の運営(制度の統一等)	11
12	耐震化等の促進(防災機能強化の支援等)【学校、公民館】	12
13	国体開催を契機としたスポーツの振興(全国大会の開催に対する支援の継続等)	13

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

(抜粋)

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会

提 案

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」について、国が確信をもって国民に丁寧の説明し、国民の理解と信頼の下で揺るぎなく実行すること。

また、国民の安全・安心を確保するためには、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

1 エネルギー政策の実行

(6) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実すること。

現状と課題

1 エネルギー政策の実行

(6) エネルギー教育の推進

- ・資源の乏しいわが国において、将来にわたりエネルギーを安定的に供給・確保するためには、原子力をはじめ様々な電源の特徴について国民一人ひとりが正しい意識を持つことが必要
- ・エネルギー教育を推進することにより、エネルギーについて国民全体の理解を高めていくことが重要

担当部署

安全環境部 原子力安全対策課 / 教育庁 高校教育課、義務教育課

越前和紙のユネスコ無形文化遺産への登録

文部科学省、経済産業省

提 案

本年秋のユネスコ無形文化遺産登録に向け、国では「和紙：日本の手漉和紙技術」を推薦しているが、本県の越前和紙は、その構成遺産に含まれていない。

越前和紙は、伝統的な技術により国内最多の事業所が和紙づくりを行っており、日本画や書道、日本家屋などへの使用を通し日本文化を支えている。また、重要無形文化財（越前奉書）のほか、本年3月には製作用具および製品が重要有形民俗文化財に指定されており、文化財としての価値も高く評価されている。

伝統文化の保存・継承はもとより、産業や観光の振興の観点からも幅広い効果が期待できることから、越前和紙を無形文化遺産の構成遺産としてユネスコの推薦に追加すること。

現状と課題

- ・国は、「和紙：日本の手漉和紙技術」を平成25年3月にユネスコ無形文化遺産に推薦。平成26年11月に開催されるユネスコ政府間委員会において無形文化遺産への登録の可否が決定する見通し
- ・推薦書に記載されている構成遺産は、国重要無形文化財に団体として指定されている3件（石州半紙（石州半紙技術者会）、本美濃紙（本美濃紙保存会）、細川紙（細川紙技術者協会））
- ・越前和紙については、越前奉書（岩野市兵衛）が国の重要無形文化財として指定されている。
- ・また、越前和紙が伝えてきた技術を反映した多数の製作用具（「越前和紙の製作用具および製品」2,523点）が、平成26年3月に重要有形民俗文化財に指定された。この製作用具のほとんどが現在も使用されており、越前和紙の産地では、現在も伝統的な技法による和紙の抄造技術が継承されている。
- ・重要無形文化財と重要有形民俗文化財の両方に指定されているのは、「越前和紙」のほかは「細川紙」のみである。
- ・越前和紙は、1500年の長い歴史を持ち、石州半紙、本美濃紙、細川紙と比較しても、職人数、生産量などは格段に多い。また、奉書紙、麻紙など多様な用途の紙が作られており、国内最大の産地として、わが国の和紙の伝統技術の保存・継承に大きく貢献
- ・横山大観、平山郁夫など、わが国を代表する日本画家や、ピカソなど西洋の版画家などからも高い評価を得ている。
- ・ユネスコの無形文化遺産については、日本から「能楽」「人形浄瑠璃文学」「歌舞伎」など22件が登録。平成25年12月には、「和食 日本人の伝統的な食文化」が登録された。

担当部署

産業労働部 地域産業・技術振興課 / 観光営業部 文化振興課 /
教育庁 生涯学習・文化財課

重要伝統的建造物群保存地区選定と重要文化財指定の推進

文部科学省

提 案

1 重要伝統的建造物群保存地区の選定

県内には保存すべき優れた伝統的建造物群が多数存在しているが、調査および計画策定、保存事業の実施に係る市町負担が多大である。

これらの建造物群の保存は、地域のコミュニティ維持とまちづくりを通じた活性化の有効な手段であることから、調査から保存・活用まで総合的な支援の拡充を行うこと。

2 重要文化財の指定

本県には、北前航路や旧街道沿いの住宅のほか、由緒ある寺社仏閣の庫裏や拝殿等に優れた近代和風建築が多数存在している。

これらについては、舞鶴若狭自動車道の全線開通や北陸新幹線の金沢開業などを控え、観光資源としての活用が期待されており、保存整備を進める上からも、早急に国指定文化財に指定し、支援を行うこと。

現状と課題

1 重要伝統的建造物群保存地区の選定

・本県には優れた建造物群が残っており、調査から保存・活用まで総合的な支援の拡充が必要

本県に残る優れた伝統的建造物群

三国地区（坂井市）、大野城下（大野市）、今庄宿（南越前町）、宮崎地区（高浜町）等

重要伝統的建造物群保存地区の選定

・選定主体：市町

・選定から保存事業実施までの流れ

保存対策調査→保存条例の制定→保存審議会を設置→保存地区の決定

→保存計画の策定・告示→文科大臣への選定申出→地区選定→修理・修景等の実施

・県内の選定地区

若狭町熊川宿（宿場町）

昭和 56 年度調査、平成 8 年度選定

小浜市小浜西組（商家町・茶屋町）

平成 2 年度調査、平成 20 年度選定

現行の国の支援策

・伝統的建造物群保存対策費（調査費への支援）

国補助率 2分の1

・重要伝統的建造物群保存地区保存事業（修理等への経費支援）

国補助率 2分の1

2 重要文化財の指定

・平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、本県では近代和風建築物 96 件を詳細に調査

〔福井県近代建築総合調査

住宅系 31 件（中村家住宅、右近家住宅など）、宗教系 28 件（剣神社拝殿、永平寺、滝谷寺など）、

その他・国登録有形文化財 37 件（旧料亭花月楼、鳥浜酒造など）

担当部署

教育庁 生涯学習・文化財課

新たな「^{こくど} 国人政策」の推進（抜粋）

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

提 案

日本の人口減少の一因は、大都市（特に東京）への人口集中である。出生数を増やし、日本の国力を維持、強化するためには、少子化対策だけでなく、出生率の低い大都市から出生率の高い地方への人の流れを創出する政策の実行が必要である。

これまで国は、地域間の均衡ある発展や多極分散型国土を目標にインフラ網を整備してきたが、今後は投資の軸足を、人の流れを変える新たな「^{こくど} 国人政策」に移すべきであり、以下の対策を講じること。

2 人と企業の地方への還流促進

(3) 地方企業への就職の促進

地方の企業に就職した新規学卒者に対する奨学金の返還を減免する地方就職支援制度を創設すること。

現状と課題

2 人と企業の地方への還流促進

(3) 地方企業への就職の促進

- ・本県では、大学進学時に約 3,000 人が県外へ流出、就職時に約 1,000 人がUターン。しかし、近年、特に女性のUターンが半減

<本県若者のUターン>

上段:男性 下段:女性 (人)

生れた年	現年齢	高校時	大学進学時流入出	就職時流入出	Uターン		
S49~53年	35~39歳	12,378	6,301	△2,922	△1,285	281	4.5%
			6,076		△1,637	664	10.9%
S54~58年	30~34歳	10,657	5,477	△2,777	△1,328	218	4.0%
			5,210		△1,449	570	11.0%
S59~63年	25~29歳	9,888	5,084	△2,768	△1,480	223	4.4%
			4,804		△1,288	229	4.8%

国勢調査より

ふるさと企業就職者の奨学金減免制度

- ・ 県外に進学後、ふるさとの企業に就職した新規学卒者や、大都市出身で地方の企業に就職した新規学卒者に対する奨学金の返還を減免する地方就職支援制度を創設

(貸与の例 (私立大学、自宅外通学))

貸与額：3,072,000円 (4年間：64,000円/月)

⇒ 地方の企業に就職した場合 1,536,000円を返還免除

【福井県の取組み】

県内外の理工系大学院に在学し、県内に本社を有するものづくり企業に就職を希望する学生へ修学資金を貸与。県内のものづくり企業へ就職し、7年間勤務した場合に返還を免除 (貸与金額6万円/月)。

担当部署

総務部 税務課、大学・私学振興課 / 総合政策部 政策推進課 /
健康福祉部 子ども家庭課 / 産業労働部 企業誘致課、労働政策課 /
観光営業部 ブランド営業課 / 教育庁 高校教育課

人間力を高める質の高い教育（１）

文部科学省

提 案

1 英語教育の充実

（１）小学校における英語教科化等への対応

① 小学校教員養成課程において英語科目を必修にするなど、教員志願者の英語力強化に取り組むこと。

また、現職の小学校教員が長期間の英語研修を受講しやすくするなど、現職教員に対する英語研修体制を抜本的に見直すこと。

② すべての小学校において専科教員による英語授業が実施されるよう、教科担任制を取り入れること。

（２）中学・高校生の英語力の客観的な検証

新学習指導要領の趣旨に沿った授業実践成果を客観的に検証するため、中学生や高校生が英検等の外部検定試験を学校単位で受験する場合、検定料を免除する制度を創設すること。

2 ICT教育の充実

（１）教育環境のIT化

国が目指す教育環境のIT化について、財政措置を含めた具体的な方針を早急に明らかにすること。

（２）デジタル教科書の普及促進

① デジタル教科書を活用した英語学習を促進するため、紙の検定教科書と同等の価格で高校生が購入できるようにすること。

② 児童生徒が使いやすく、コンテンツや機能が充実したデジタル教科書が数多く普及するよう、早急に研究開発を進めること。

（３）教育用デジタルコンテンツの充実

授業中や自主学習等に活用できるデジタルコンテンツ（動画・CGアニメーション等）の開発を早急に進めるとともに、児童生徒や教員が、タブレット端末等に自由にダウンロードして利用できる環境を整備すること。

現状と課題

1 英語教育の充実

(1) 小学校における英語教科化等への対応

- ・小学校教員のうち英語免許を所有するものは少数
(福井県の小学校教員のうち英語免許を所有する者の割合：6% (平成26年4月現在))
- ・小学校3・4年生に導入される「外国語活動」および小学5・6年生に導入される「英語の教科化」に対応するため、小学校教員の英語指導力の向上が急務
- ・小学校5・6年生に対する「英語の教科化」については、中学英語への接続を考慮し、よりネイティブな英語力を身に付けた専科教員による教科担任制を取り入れることが必要

(2) 中学・高校生の英語力の客観的な検証

- ・中高生の英語のコミュニケーション能力を客観的に検証するためには、外部検定試験の受験が必要であるが、検定料の負担が課題

<平成25年度に、英検を受験した公立の中学・高校生数>

3 級	2,305 人	(検定料 2,800 円)
準2級	1,765 人	(検定料 4,100 円)
2 級	1,283 人	(検定料 4,600 円)

2 ICT教育の充実

(1) 教育環境のIT化

- ・国の「世界最先端IT国家創造宣言」では、「2010年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現する」としているが、財政措置等を含めた具体的な整備方針が明らかにされておらず、将来的な環境整備計画を見通すことが困難な状況

(2) デジタル教科書の普及促進

- ・高校英語では、紙の検定教科書が1,000円未満なのに対し、デジタル教科書は2,000円から6,000円程度と高価
- ・デジタル教科書を学校教育法上の教科書として位置付けることが検討されているが、現状のデジタル教科書には、OSによっては非対応のものが存在していることや、教科書供給会社によって機能に格差があることなどが課題

(3) 教育用デジタルコンテンツの充実

- ・タブレット端末等を活用した学習を推進するためには、デジタルコンテンツの充実は不可欠であるが、現状では種類が少なく、独自に研究開発するのは非効率

担当部署

教育庁 教育振興課、学校教育政策課、高校教育課、義務教育課

人間力を高める質の高い教育（２）

文部科学省

提 案

1 食育教育の推進

（１）栄養教諭の専門性を生かした食育授業の強化

小・中学校の特別活動および小学校５・６年、中学校、高等学校の家庭科において、栄養教諭が単独で食育の授業ができるようにすること。

（２）栄養教諭の定数算定方法の改善

食育教育と給食栄養管理を強化するため、栄養教諭の配置数を学級数に応じて算定すること。

2 発達障害生徒への指導の充実

小・中学校の通常学級に在籍する発達障害など特別な支援を必要とする児童・生徒に対し適切な指導を行うため、小中学校の教員免許取得要件として、発達障害児童生徒への指導等に関する単位の取得を必須とすること。

現状と課題

1 食育教育の推進

（１）栄養教諭の専門性を生かした食育授業の強化

・栄養教諭は、教員の資格を持ちながら単独での授業実施が認められていないが、児童生徒の食生活の乱れや食物アレルギーといった喫緊の課題に対応するため、栄養教諭が主体的にカリキュラムを組み立て、専門性を生かした授業を単独で実施できるようにすることが必要

（２）栄養教諭の定数算定方法の改善

・本県では、栄養教諭が複数校兼務しており、各学級における食育指導は年１回程度であるが、食育教育の強化のためには、栄養教諭の配置数を増加し、食育指導の時間を増やすことが必要

（現行の本県定数：平成 26 年度 80 名
小・中学校単独実施校 42 名、共同調理場 28 名、特別支援学校 10 名
共同調理場配置栄養教諭の兼務校数 一人平均約 5 校）

2 発達障害生徒への指導の充実

・小中学校の通常学級において発達障害など支援を必要とする児童生徒の割合は増加傾向

（本県の通常学級において特別な支援を必要とすると考えられる児童生徒の割合）
平成 20 年度 小学校 5.89% (2,794 人/47,448 人)、中学校 4.22% (1,002 人/23,755 人)
平成 24 年度 小学校 7.64% (3,353 人/43,894 人)、中学校 5.24% (1,207 人/23,042 人)

・通常学級において増加している発達障害児童生徒に対し、適切な指導ができるよう、通常学級を担任する教員が、その指導に対して専門能力を有することが必要

担当部署

教育庁 学校教育政策課、高校教育課、スポーツ保健課

人間力を高める質の高い教育（3）

文部科学省

提 案

1 職業教育の充実

（1）高校生の就職支援

企業での求人開拓や、生徒と企業のマッチング等を行う就職支援コーディネーターを高校に配置する制度を創設すること。

（2）高校生の国家資格取得へのチャレンジ促進

職業系高校生徒の学習意欲と技能を高めるため、生徒の国家資格取得試験に要する費用を減免する制度を創設すること。

（3）地場産業と連携した職業教育への支援

職業系高校と地場産業との連携を強化するため、職業系高校における先端技術の機械設備導入を支援すること。

（4）地元中小企業とのデュアルシステムの導入促進

職業系高校生徒による企業での長期実習（デュアルシステム）を促進するため、実習を受け入れた地元中小企業に対して奨励金を支給するなどの支援制度を設けること。

2 学校運営体制の充実

（1）学校規模の適正化

小中学校における少人数学級編成を、すべての学年において段階的に制度化すること。

（2）教職員等配置の適正化

小規模校の統廃合等の教育課題に対応するため、非常勤講師配置の制度化や教職員の加配定数の改善・拡充を行うこと。

現状と課題

1 職業教育の充実

(1) 高校生の就職支援

- ・本県では、平成25年度まで緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により、退職した企業の採用担当者等を活用して、企業での求人開拓や生徒と企業のマッチングを行う就職支援コーディネーターを県立高校に配置し、高い就職率を維持
- ・退職した企業人材の社会貢献策としても有効であり、恒常的な制度化が必要

(2) 高校生の国家資格取得へのチャレンジ促進

- ・技能士等の国家資格の取得は、高校生の学習意欲や技能レベルを高めることに有効
- ・資格試験の受験料負担を無償化し、資格取得に向けた取組をさらに進めることが必要

〔 (例) 技能士試験受験料 (厚生労働省認定) ※本県高校生 延べ101名取得
学科試験 3,100円、実技試験 11,900円 (高校生以外は 16,500円) 〕

(3) 地場産業と連携した職業教育への支援

- ・本県の代表的な地場産業である眼鏡は、近年では3Dプリンターを活用し、低コストで短納期のオーダーメイド生産に進出しており、本県では、地場産業に貢献できる人材を育成するため、今年度すべての工業系高校に、簡易型の3Dプリンターを整備
- ・職業系高校と地場産業との関わりを強化していくために、職業系高校の先端技術機器整備に対する支援が必要

(4) 地元中小企業とのデュアルシステムの導入促進

- ・職業系高校生を将来の中核的な担い手とする地元中小企業は、実習指導への人的負担等により、生徒の長期実習の受入れに躊躇するが多い。

〔 県立職業系高校における長期 (10日以上) 企業実習実施状況
平成24年度 17社 (64名) 平成25年度 22社 (63名) 〕

2 学校運営体制の充実

(1) 学校規模の適正化

- ・本県では、小学5・6年生で36人学級、中学1年生で30人学級、中学2・3年生で32人学級編制を独自に実施し、全国でもトップクラスの学力を維持
- ・今年度からはティームティーチングなどのための加配教員を担任として配置することにより、2年間かけて本県独自に小学3年生と4年生の学級編制基準を35人とする予定
- ・きめ細かで質の高い教育の実現のため、少人数学級の制度化が必要

(2) 教職員等配置の適正化

- ・本県では独自に、小規模校の統廃合における未学習の解消などのために非常勤講師を配置しており、児童・生徒を支援する体制の制度化が必要

担当部署

教育庁 高校教育課、義務教育課

生活の質を高める医療・福祉（3）（抜粋）

文部科学省、厚生労働省、国土交通省

提 案

3 「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の運営

(1) 小規模な放課後児童クラブに対する支援の充実

放課後児童クラブ運営費に対する国庫補助金について、補助対象の児童受入れ人数要件を撤廃し、小規模なクラブにも支援すること。

(2) 「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」制度の統一

「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の所管を一本化し、制度を統一すること。

現状と課題

3 「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の運営

(1) 小規模な放課後児童クラブに対する支援の充実

- ・放課後児童クラブの受入れ対象は、小学3年生までの留守家庭の児童となっているが、平成27年4月からは、対象学年が小学6年生まで引き上げられる予定
- ・受入れ対象の拡大に伴い、施設の増加が必要
- ・国の放課後児童クラブ運営費補助金は、9人以下の施設などが対象外となっており、小規模な放課後児童クラブに対して支援が必要

福井県の取組み

ミニ児童クラブ育成事業

国が運営費補助対象外としている小規模な放課後児童クラブの運営費を補助（県1/2、市町1/2）
補助額：1件当たり825千円（受入児童5～9人）、1件当たり950千円（10～19人）

(2) 「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」制度の統一

- ・「放課後子ども教室」は希望するすべての児童が利用できるが、「放課後児童クラブ」は家庭環境（留守家庭かどうか）により利用が制限され、すべての児童が利用できるわけではないため、制度を統一し、希望するすべての児童が利用できるようにすべき

担当部署

総務部 税務課 / 健康福祉部 子ども家庭課 / 土木部 建築住宅課 /
教育庁 義務教育課

安心を守る防災・安全対策（１）（抜粋）

文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省

提 案

1 耐震化等の促進

（１）公立学校施設

公立学校施設の防災拠点としての機能強化に対する支援を充実すること。

（３）公民館等公共施設

災害時に地域の一次避難所として活用される公民館等の公共施設について、耐震化やバリアフリー化、防災用資材の保管場所整備などの機能強化に対する支援制度を創設・拡充すること。

現状と課題

1 耐震化等の促進

（１）公立学校施設

・避難所に指定されている公立学校を地域の防災拠点として活用するため、防災機能強化事業の補助率引上げなどによる整備促進が必要

（３）公民館等公共施設

・避難施設に指定されている県内 178 の公民館のうち、58 の公民館（約 33%）は耐震補強工事が必要

担当部署

総務部 市町振興課 / 安全環境部 危機対策・防災課 / 健康福祉部 子ども家庭課、
医薬食品・衛生課 / 土木部 砂防防災課 / 教育庁 教育振興課、生涯学習・文化財課

「福井しあわせ元気国体2018」の開催（抜粋）

総務省、文部科学省、国土交通省

提 案

2 国体開催を契機としたスポーツの振興

- ① スポーツ振興と地域の活性化のため、本県において平成17年度から開催しているホッケーおよびボート競技の全国大会に対する支援を継続すること。
- ② 福井国体の競技実施予定地域における新たな全国大会の開催を支援すること。

現状と課題

2 国体開催を契機としたスポーツの振興

- ・昭和43年の福井国体開催を契機として、本県では地域を挙げてホッケー・ボート競技の選手育成や施設整備を行うとともに、地域活性化センターの「スポーツ拠点づくり推進事業」を活用し平成17年度から全国大会を毎年開催。
- ・「スポーツ拠点づくり推進事業」の助成期間は10年間となっており、今年度で終了となるが、今後も全国大会を継続的に実施するための支援が必要
- ・福井国体の競技実施予定地域において検討している新たな全国大会の開催に対して支援が必要

担当部署

土木部 都市計画課 / 国体推進局 企画広報課、施設調整課、競技式典課 /
教育庁 スポーツ保健課